

第3章 犯罪被害にあわれた方が利用できる支援・制度

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための支援制度については、以下のようなものがあります。

どの制度にも利用の要件があります。詳しくは担当の関係機関等へお問い合わせください。

1 兵庫県警察の支援・制度

1 精神的支援制度

警察では、被害者等からの相談受理や臨床心理士等の資格を有するカウンセラーがカウンセリングを行うなど、犯罪被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族の精神的負担を軽減しています。

2 経済的支援制度

警察では、次の費用を公費で支出し、犯罪被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族の経済的負担を軽減しています。

- 身体犯被害対象事件における補助制度（交通事故は除く）

殺人未遂、強盗致傷、傷害等の被害者が警察に提出する初診料や診断書料等を補助（初診料、処置料等、診断書料）

- 性犯罪被害対象事件における補助制度

性犯罪の被害者が産婦人科等で診療を受けた場合の診察料等の費用を補助（診察料、処置料、性感染症検査料、人工妊娠中絶料）

- 司法解剖に伴う遺体修復及び遺体搬送制度

司法解剖を実施した後の遺体修復費用及び自宅等への遺体搬送費用を補助

- 司法解剖に伴う死体検案書料の補助制度

司法解剖を実施した遺体に係る死体検案書料を補助（1通分の費用に限る。）

- 一時避難場所の施設の使用に係る費用の補助制度

自宅が犯罪現場になった場合等に一時避難場所として施設を使用した際の費用を補助（宿泊費に限る。7日以内の範囲）

- ハウスクリーニングに係る費用の補助制度

自宅が殺人等の現場となった場合に自宅内の血痕、吐しゃ物等の清掃費用を補助（建具・家具の交換、修復費用は除く。）

- 精神科医等の診察及びカウンセリングに係る費用の補助制度

殺人、性犯罪等の被害者等が精神科医等によるカウンセリングや診察等を受けた際の費用を補助（初診から概ね3年を経過するまでの間）

● 代替制服等の購入に係る費用の補助制度

性犯罪の被害者が被害当時着用していた制服等が汚濁等した場合に代替の制服等を購入する費用を補助

※事件の内容によっては、公費負担できない場合もあります。

3 被害者連絡活動

警察では、一定の事件において、犯罪被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族の希望に応じて、事件を担当する警察署の担当者から、捜査状況、加害者の検挙状況、加害者の処分状況について連絡しています。

4 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によって、ご家族を亡くされたご遺族又は、重大な負傷や疾病を負ったり、重い障害が残った犯罪被害者の方に対して、労災保険等の公的給付や、加害者から十分な損害賠償を受けることができなかったときに、国が給付金を支給する制度です。給付金の種類は次のとおりです。

なお、申請期限は犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年以内です。

遺族給付金

● 支給を受けられる人

亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族

● 内 容

年齢や収入額等により算定した額が支給されます。また、犯罪被害者が死亡前に犯罪行為により生じた負傷又は疾病について療養を要した場合には、「保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額」が支給されます。

重傷病給付金

● 支給を受けられる人

犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者本人

※重傷病とは

負傷の場合……加療1ヶ月以上かつ入院3日以上を要したもの

疾病（精神疾患）の場合……加療1ヶ月以上かつ3日以上労務に就くことができない程度のもの

● 内 容

負傷又は疾病にかかった日から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額が支給されます（※上限120万円）

障害給付金

●支給を受けられる人

負傷又は疾病により障害が残った犯罪被害者本人

●内 容

年齢や収入額、負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）の障害等級により算定した額が支給されます。

問い合わせ先

- 事件を担当する警察署
- 兵庫県警察本部警務部警務課被害者支援室

 **0120-338-274**

月～金曜日 9:00～16:00（祝日、年末年始は除く）

2 検察庁、裁判所等に関連する支援・制度

1 被害者支援員制度 【検察庁】

検察庁では、犯罪被害者等への支援活動に携わる「被害者支援員」を配置しています。事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の説明や援助など、刑事手続に関する相談を受け付けています。

2 被害者等通知制度【検察庁、地方更生保護委員会、保護観察所】

被害者等の方に対し、加害者の裁判結果、受刑中の処遇状況、仮釈放中の保護観察の処遇状況などに関する情報を提供する制度です（事件の性質などから、検察官等の判断により、通知しない場合があります）。

通知を受けることができる事項

- ・ 事件の処分結果
- ・ 裁判を行う裁判所、裁判が行われる日
- ・ 裁判結果
- ・ 加害者の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要
- ・ 加害者の受刑中の処遇状況や出所状況の情報
- ・ 死刑を執行した事実
- ・ 仮釈放審理を開始した年月日
- ・ 仮釈放を許す旨の決定をした年月日
- ・ 保護観察が開始された年月日、保護観察終了予定年月日
- ・ 保護観察中の処遇状況
- ・ 保護観察が終了した年月日及び終了事由

通知を希望される場合には、担当の検察官か被害者支援員にお尋ねください。

3 被害者参加制度 【検察庁、裁判所】

一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加できる制度です。

参加の申出ができるのは、

- ①殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
- ②不同意わいせつ、不同意性交等などの性被害に関する罪
- ③逮捕及び監禁の罪
- ④略取、誘拐、人身売買の罪
- ⑤過失運転致死傷などの罪

の犯罪被害者本人や法定代理人、犯罪被害者本人が亡くなった場合や心身に大きな支障がある場合の犯罪被害者の配偶者、直系親族、兄弟姉妹です。

制度の利用を希望する場合は、検察官に参加の申し出をします。
参加を認められた被害者等を「被害者参加人」といいます。

被害者参加人になると、次のことができます。

- ①公判期日に出席すること
- ②検察官の権限行使に関し、意見を述べ、説明を受けること
- ③一定の要件の下で情状証人に尋問すること
- ④一定の要件の下で被告人に質問すること
- ⑤事実や法律の適用について意見すること

なお、被害者参加人は、①～⑤の行為をご自身で弁護士に委託することができます（資力の状況によっては下記の**4 国選被害者参加弁護士制度【法テラス】**を利用できる場合もあります）。

4 国選被害者参加弁護士制度【法テラス】

経済的に余裕のない被害者参加人の方も、弁護士による援助を受けられるようにするため、裁判所が国選弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度です。

被害者参加人の資力（現金・預金などの流動資産の合計額）から、犯罪行為を原因として6か月以内に支出することとなると認められる費用の額（治療費など）を差し引いた額が200万円未満である場合に、選定を求めることができます。

5 被害者参加人への旅費等支給制度【法テラス】

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、旅費（交通費）、日当（1,700円）、宿泊費（1泊7,800円又は8,700円）が支給されます。

請求期限は裁判が終了してから30日以内です。

6 日弁連委託援助（犯罪被害者法律援助）【日本弁護士連合会】

人の命や身体を害するような犯罪や性犯罪などの被害者等に対し、資産状況等の一定の要件を満たす場合に、告訴や事情聴取への同行、加害者側弁護士への対応、マスコミ対応といった弁護士が行う支援活動について、日本弁護士連合会が弁護士費用を援助します。

この制度の申し込みは弁護士が行いますので、詳しくは弁護士にご相談ください。
※法律援助に関する手続きは法テラスが日本弁護士連合会から委託を受け実施しています。 **8 犯罪被害者等法律援助【法テラス】**をご確認ください。

7 損害賠償命令制度 【裁判所、法テラス】

刑事裁判の起訴状に記載された公訴事実に基づいて、その公訴事実に記載された犯罪によって生じた損害の賠償を請求するものです。

申立てを受けた刑事裁判所は、刑事事件について有罪の判決があった後、刑事裁判の訴訟記録を証拠として取調べ、原則として4回以内の審理期日で審理を終わらせて損害賠償命令の申立てについて決定をします。

被害者やご遺族等の方々の損害賠償請求に関する労力を軽減する仕組みになっています。

この決定に対して、当事者のいずれかから異議の申立てがあったときは、通常の民事訴訟の手続きに移ります。

対象事件

- ①殺人、傷害、危険運転致死傷などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
- ②不同意わいせつ、不同意性交等などの性被害に関する罪
- ③逮捕及び監禁の罪
- ④略取、誘拐、人身売買の罪
- ⑤②～④の犯罪行為を含む他の犯罪
- ⑥①～⑤の未遂罪

※過失犯（業務上過失致死傷、重過失致死傷、過失運転致死傷等）は対象となりません。

手続方法

刑事事件を担当している裁判所に対して、対象となる刑事事件が起訴された時から当該事件の弁論が終結するまでの間に、刑事損害賠償命令の申立書を提出する必要があります。

なお、損害賠償命令制度を利用する際に、その手続などについて弁護士に依頼することもでき、経済的な理由で弁護士費用等の支払が困難な方については、法テラスの民事法律扶助による費用立替制度を利用できる場合があります。

詳しくは法テラスへお問い合わせください。

8 犯罪被害者等法律援助 【法テラス】

弁護士による法律相談を無料で受けることができます。

同一の案件につき3回まで相談できます。

捜査機関への同行、刑事裁判への付添い、損害賠償の請求、加害者との示談交渉、犯罪被害者等給付金の申請など様々な活動を弁護士が行います。

対象要件

ご利用には、1、2のいずれの要件も満たす必要があります。

1. 制度の対象となる犯罪

- (1) 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪（未遂を含む）（殺人、傷害致死、強盗殺人、危険運転致死など）
- (2) 刑法における一定の性犯罪等（未遂を含む）（不同意性交等、不同意わいせつなど）
- (3) 故意の犯罪行為により人を負傷させた罪により治療期間が3か月以上又は一定の後遺障害（障害等級第1級～14級）の被害を受けた場合における当該犯罪（傷害、危険運転致傷など）

※令和8年1月13日以降に被害にあわれた方が対象です。

※被害者本人が亡くなった場合などに、ご家族が利用できることがあります。

2. 資力要件

申込者とその配偶者の現金・預金・有価証券等を足した額が300万円以下であること

※配偶者が事件の相手方である場合など、資力を加算することが相当でない場合には、配偶者の資力を加算しない場合があります。

※犯罪行為を原因として、1年以内に支出すると認められる一定の療養費等は、資力から控除します。

※当該被害によって取得した犯罪被害者等給付金やその他地方自治体等からの一定の給付金は、資力から控除します。

制度の利用は、原則として無料です。

※相手方から一定額以上の金銭等が回収できた場合等には、援助にかかる費用の全部又は一部を負担いただく場合があります。（犯罪被害者等給付金等からの負担はありません。）

この援助の申し込みは弁護士が行いますので、詳しくは弁護士にご相談ください。

9 優先的に裁判を傍聴できる制度 【裁判所、検察庁】

裁判は公開の法廷で行われますので、誰でも傍聴することができます。

社会の関心が高い事件では、傍聴希望者が多いために、裁判所により抽選で傍聴券が発行される場合があります。そのような場合には、裁判所において被害者やご遺族等の傍聴席の確保に可能な限り配慮するとされています。

被害者やご遺族等の方の傍聴席の確保を希望される場合には、あらかじめ担当の裁判所や検察庁、被害者支援員（被害者支援担当）にお申し出ください（席数によっては数に限りがある場合があります）。

10 犯罪被害者等に関する情報の保護 【検察庁】

裁判所は、性犯罪などの被害者の氏名等について、公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができます（起訴状の朗読等の訴訟手続きは、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます）。

その他、情報保護に関する制度については、検察庁にお尋ねください。

11 冒頭陳述の内容を記載した書面の交付 【検察庁】

検察官が冒頭陳述に際して、被害者等の希望があるときは、原則として、冒頭陳述実施後に、その内容を記載した書面を交付することとなっています。交付を希望される場合は、担当の検察庁にお尋ねください。

12 刑事事件における証人への配慮措置 【検察庁、裁判所】

被害者が法廷で証人として供述する場合、証人の精神的負担の軽減のため、証人尋問の際の付添い、ついたて（遮へい）、ビデオリンク方式等による証人尋問が認められる場合があります。これらの措置を希望する場合には、検察官にご相談ください。

13 心情等の意見陳述制度 【検察庁、裁判所】

被害者やご遺族等が法廷で心情等の意見を述べることができる制度です。希望される場合は、あらかじめ担当の検察官にお申し出ください。詳しくは担当の検察庁または裁判所にお尋ねください。

14 公判記録の閲覧・謄写（コピー） 【裁判所、検察庁】

原則として、公判記録の閲覧、謄写（コピー）が認められます（手数料、費用が必要）。被害者やご遺族等の方で閲覧・謄写を希望される場合は、弁護士、裁判所または検察庁へ、同種余罪の被害者等の方は検察庁にお尋ねください。なお、被害者等が公判記録を閲覧・謄写できる期間には定めがありますので、ご注意ください。

15 検察審査会への審査申立て 【検察審査会】

不起訴処分に不服がある場合は、検察審査会に申立てができます。検察審査会は、地方裁判所と主な地方裁判所支部の建物内にあります。

詳しくは、最寄りの検察審査会事務局にお問い合わせください。

問い合わせ先

- 神戸第一検察審査会（神戸地裁庁舎内） ☎078-367-1059
- 神戸第二検察審査会（神戸地裁庁舎内） ☎078-367-1059
- 伊丹検察審査会（神戸地裁伊丹支部庁舎内） ☎072-779-3071
- 姫路検察審査会（神戸地裁姫路支部庁舎内） ☎079-223-2913
- 豊岡検察審査会（神戸地裁豊岡支部庁舎内） ☎0796-22-2304

月～金曜日 9：00～17：00（祝日、年末年始は除く）

16 民事法律扶助制度 【法テラス】

収入等の一定の要件を満たす場合に、損害賠償や保護命令の申立て等、民事裁判等の手続きを希望する被害者の方に、弁護士費用等の立替えを行います。

17 仮釈放・仮退院等の審理における意見等聴取制度 【地方更生保護委員会】

加害者の仮釈放及び仮退院等の審理を行う地方更生保護委員会に対して、被害者やご遺族等が仮釈放・仮退院等、保護観察についての意見や被害に関する心情を述べるができる制度です。なお、制度の利用は加害者の仮釈放等の審理が行われている間に限ります（被害者等通知制度で審理の開始を知ることができます）。

詳しくは地方更生保護委員会にお問い合わせください。

18 刑の執行段階等における心情等の聴取・伝達制度 【矯正管区・矯正施設】

被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、受刑・在院中の加害者の生活や行動に関する御意見をお聴きし、御希望に応じてこれを受刑生活中・在院生活中の加害者に伝える制度です。

加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導を行います。

詳しくは最寄りの矯正管区又は矯正施設（刑事施設・少年院・少年鑑別所）までお問い合わせください。

19 保護観察中における心情等聴取・伝達制度 【保護観察所】

被害者やご遺族等の被害に関する心情、置かれている状況、保護観察中（家庭裁判所で保護観察に付する決定を受けた少年、少年院を仮退院した少年、刑務所を仮釈放となった成人、保護観察付執行猶予となった成人）の加害者の生活や行動についての意見を保護観察所が聴き取り、希望する場合に、聴き取った内容心情等を保護観察中の加害者に対して伝える制度です。

聴き取った内容は、加害者への保護観察を実施する上での各種措置を検討する際にも考慮されます。

詳しくは加害者の保護観察を実施している保護観察所、またはお住まいの地域にある保護観察所までお問い合わせください。

問い合わせ先 (52～57頁に關すること)

- **日本司法支援センター 法テラス・サポートダイヤル ☎0570-078374**
ナビダイヤルへは、IP電話やプリペイド携帯、海外からは通話できません。(☎03-6745-5600)へおかけください。

月～金曜日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00(祝日、年末年始は除く)

- **日本司法支援センター 法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル ☎0120-079714**

月～金曜日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00(祝日、年末年始は除く)

- **神戸地方検察庁 被害者支援担当(被害者ホットライン) ☎078-367-6135**

月～金曜日 8:30～17:15(祝日、年末年始は除く)

- **兵庫県弁護士会**

(神戸) ☎078-341-8227

月～金曜日 10:00～11:45、13:00～15:00

(姫路支部) ☎079-282-8458

月～金曜日 9:00～17:00

※「犯罪被害相談」であることをお伝えください。

- **神戸地方裁判所(刑事訟廷事務室直通) ☎078-367-1067**

月～金曜日 9:00～17:00(祝日、年末年始は除く)

- **近畿地方更生保護委員会 被害者専用番号 ☎06-6949-0079**

月～金曜日 9:00～17:00(祝日、年末年始は除く)

- **神戸保護観察所 被害者専用電話 ☎078-351-4020**

月～金曜日 9:00～17:00(祝日、年末年始は除く)

- **矯正管区・矯正施設**

近畿矯正管区(制度専用番号 ☎06-6941-7722)

最寄りの矯正施設(いずれも被害者専用ダイヤル)

神戸刑務所(☎090-9250-0694)、加古川刑務所(☎079-451-9221)、

播磨社会復帰促進センター(☎079-438-9779)、姫路少年刑務所

(☎079-292-0353(直通)、☎079-296-1020(内線556))、神戸

拘置所(☎078-741-2200)、加古川学園(少年院)(☎079-438-1555

(直通))、播磨学園(少年院)(☎079-438-1566(直通))、神戸少年鑑

別所(☎078-362-7977)等へご連絡ください。

その他の矯正管区・矯正施設は法務省矯正局ホームページ「矯正施設等の連絡先(<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/contact.html>)」

参照

月～金曜日 8:30～17:00(祝日、年末年始は除く)